

統計調査の民間開放・市場化テストにおける検討課題について

- 資料 1 - 1 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」における
検討対象等について 1
- 資料 1 - 2 統計調査の民間開放・市場化テストにおける検討課題について
. 2

「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」 における検討対象等について

1. 検討対象となる調査

総務省統計局所管の指定統計調査すべて

2. 検討対象事務と留意点

(1) 国の直轄調査（科学技術研究調査）

対象：企画を除く調査の実施にかかわる事務

(2) 地方公共団体を通じて実施している調査

次の の両方の場合を想定しつつ、研究会において検討。

国が全国一律に入札を行う場合

全国調査の統一性を確保するため、国で一括して民間競争入札を実施

対象：企画を除く調査の実施にかかわる事務

留意点：

ア．法定受託事務として地方公共団体に委託している事務を国の直接執行事務と位置付け直す等の措置が必要

イ．全国調査を適切に行える民間業者が常に存在するか

ウ．民間業者の創意工夫をどのように取り入れるか

地方公共団体ごとに入札を行う場合

対象：地方公共団体が行っている事務（ ）

留意点：

ア．全国統一性の確保のために、どのような措置が必要か

イ．地方公共団体が入札を行う事務の範囲をどうするか

() 地方公共団体が行っている事務

- ・ 統計調査員に関する事務（統計調査員の設置に関する事務等）
- ・ 申告義務者に関する事務（申告義務者の選定に関する事務等）
- ・ 調査票の配布、取集、審査等に関する事務
- ・ 調査区に関する事務（調査区の設定及び修正の補助に関する事務等）
- ・ その他の事務

3. 検討方法

個人企業に関する経済調査に加え、科学技術研究調査等への意識調査や各種ヒアリング（業者、地方、調査員等）を行い、研究会において総合的に検討。

統計調査の民間開放・市場化テストにおける検討課題について

分類項目	課題	対応
<p>(1) 基本事項 対象業務 全国一括か地方別か</p> <p>(2) 入札関係 応札業者の事前チェック</p> <p>コスト把握</p> <p>財産の有効活用</p> <p>契約期間</p> <p>(3) 民間業者との関係 リスク・マネージメント</p> <p>適正な業務履行</p> <p>(4) 報告者との関係 調査実施者への信頼性の確保</p> <p>報告者の秘密保護</p> <p>(5) 結果利用の関係 統計の正確性の確保</p> <p>業者切替の際の安定性の確保</p>	<p>調査の規模や調査対象、調査方法等の違いにより調査を類型化した上で、対象業務の範囲をどうするか。</p> <p>統計調査の民間委託にあたっては、全国の調査事務を国が一括して民間委託する方式、法定受託事務として地方が行っている事務を県が民間委託する方式があるのか、それぞれについて課題を検討。</p> <p>統計調査業務を履行するのに必要な要件は何か。また、要件を満たす民間業者は確実に存在するか（民間業者の適切性）。</p> <p>民間と比較する際の官側のコスト（特に人件費）をどのように把握するか。また、官民比較においてはどのような基準で行うべきなのか。</p> <p>官側の財産（オンライン調査システム等）は利用するのか。</p> <p>経常調査など、継続的に行う調査の委託契約期間をどうするか。</p> <p>どのように官民でリスク（情報漏えいなど）の分担を行うのか。リスク発生時の対応方法をどのようにするか。</p> <p>業者により適正に業務が履行されているか（メイキング等が行われていないか）、どのように検証するのか。</p> <p>報告者からの調査実施者への信頼性をどのように確保するか。</p> <p>報告者の秘密をどのように保護するか。</p> <p>統計の正確性をどのように確保するか。</p> <p>調査の各段階（配布、回収、疑義照会）で業者が替わった場合、どのように時系列の安定性を確保するか。</p>	<p>業者へのヒアリング等の結果を踏まえつつ、研究会において検討。</p> <p>今回の調査や意識調査、ヒアリングの結果等を踏まえつつ、研究会で議論。</p> <p>今回の調査や意識調査、ヒアリングの結果等を踏まえつつ、研究会で議論。民間業者の存在確認は、今回の調査における入札状況及び地方や民間調査機関へのヒアリングにより把握。</p> <p>市場化テスト推進室作成予定のガイドライン等を参考にしつつ、研究会において議論。</p> <p>また、仕様書作成や監督業務等、民間開放により発生する官側の業務量について、今回の調査で把握。実施者の責任において官側の財産を民間に貸与又は一定の制約を設けて民間企業が独自で開発。研究会で議論。</p> <p>調査員の管理は民間業者、民間業者の監督は官側が行う。リスクの大きさにもよるが、原則として発生時の初動対応は民間業者、最終的には官側が対応する。意識調査において、調査員による不正の有無を把握し、結果を踏まえつつ研究会において検討。</p> <p>意識調査において、調査実施者が官か民かによる報告者の反応、協力度の違いを把握し、結果を踏まえつつ研究会で検討。</p> <p>今回の調査において、調査票が適正に管理されているか厳重に監督。状況を踏まえつつ研究会で議論。</p> <p>今回の調査において、回収率、代替率、記入状況等を把握し、結果を踏まえつつ研究会において検討。家計消費状況調査を参考に、研究会で検討。</p>

検討課題については、今後研究会での議論を踏まえ、随時更新していく。